**平成２１年（フ）第５３号**
山口県阿武郡阿武町大字木与771番地の３
債務者　中村　　優
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
山口地方裁判所萩支部

**平成２１年（フ）第７１号**
山口県萩市大字椿東1158番地13
債務者　岡本　大輔
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
山口地方裁判所萩支部

**平成２１年（フ）第７３号**
山口県長門市深川湯本3599番地１
債務者　山下　友巳
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
山口地方裁判所萩支部

**平成２１年（フ）第８１号**
山口県長門市東深川617番地14
債務者　田村　房枝
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
山口地方裁判所萩支部

**平成２１年（フ）第８３号**
山口県萩市大字山田5123番地
債務者　安村真由美
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
山口地方裁判所萩支部

**平成２１年（フ）第９１号**
山口県長門市深川湯本1051番地　湯本観光ホテル西京観月荘718号室、申立時の住所山口県長門市深川湯本955番地３
債務者　山根　儀孝
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
山口地方裁判所萩支部

**平成２１年（フ）第９２号**
山口県阿武郡阿武町大字奈古1943番地の５
債務者　水津　　綾
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
山口地方裁判所萩支部

**平成２１年（フ）第９４号**
山口県長門市油谷川尻664番地
債務者　末永　貴弘
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
山口地方裁判所萩支部

**平成２１年（フ）第９５号**
山口県萩市大字山田469番地
債務者　長屋　裕治
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
山口地方裁判所萩支部

**平成２１年（フ）第９６号**
山口県萩市大字椿東5714番地18　エクシード202号
債務者　内海　和広
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
山口地方裁判所萩支部

**平成２１年（フ）第１４７０号**
北九州市小倉南区葛原本町２丁目４番４号201
債務者　片山　克也
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第７０号**
北九州市若松区小石本村町19番11号
債務者　羽迫　京子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第７４号**
北九州市小倉北区片野４丁目23番３―303号
債務者　吉冨　　郷
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第８６号**
北九州市小倉南区山手２丁目12番16号
債務者　88サンエイトこと　青笹　幸雄
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第９１号**
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目12番22―301号
債務者　山口　隆子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第１０７号**
北九州市八幡東区春の町２丁目４番８号
債務者　松岡　直子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第１２２号**
北九州市八幡東区槻田１丁目１番28―405号
債務者　金子　文夫
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第１２３号**
北九州市小倉南区舞ケ丘３丁目10番３号
債務者　藥師寺英恵
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部